

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1)名称等

事業所の名称	ケアプランサービスまりん
所在地	大牟田市船津町 440 番地 3
管理者の氏名	
電話／ファックス	0944-59-2203／0944-59-2204
介護保険事業所番号	福岡県 4071501193
通常のサービス提供地域	大牟田市及び荒尾市、周辺地域

(2)営業日及び営業時間・休日

営業日及び営業時間	月曜日～土曜日 月曜日～金曜日(8:30～17:30)土曜日(8:30～12:30)
休日	日祝祭日等の国民の休日、年末年始(12/31～1/3)、お盆(8/14・8/15)

(3)職員体制

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤	計
管理者(主任介護支援専門員)	1名			1名
介護支援専門員			1名	1名

2. 介護支援専門員による主なサービス内容

ケアプランサービスまりんは、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画作成の支援を行います。また、居宅において適正なサービスが確保されるように、サービス提供事業者と連絡調整を行うなど、その他必要な便宜を図ります。おおまかな業務内容は以下のとおりです。

○利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接相談を行い公正中立な立場で本人及び家族の希望をもとに居宅サービス計画の原案を作成します。この原案に基づき、サービスの種類、内容、利用料等について説明の上、利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を作成します。

○居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整を行います。

○利用者の状態に変化等があれば、居宅サービス計画の変更、要介護・要支援認定区分変更の申請等、必要な支援を行います。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合も計画の変更等、必要な支援を行います。(新規要介護・要支援認定、更新認定申請の援助も同様に行います。)

○利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

3. 利用料等

(1)利用料金

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護サービス計画に係る費用は介護保険から全額給付されるので自己負担はありません(無料)。ただし、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村の介護保険窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2)交通費

大牟田市及び荒尾市、周辺地域	無料
上記以外の地域	上記地域超過分

(3)サービスの開始及び解約について

当事業所は、重要事項説明の同意をもってサービスを開始し、利用者の意志でいつでもサービス提供の中止又は解約をすることができます。なお、解約費用は一切かかりません。

4. 個人情報の保護

(1)当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。

(2)当事業所は、個人情報使用同意書の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します。

- ①要介護・要支援認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
- ②主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
- ③居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の関係人が、サービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合。

5. 事故発生時の対応

(1)当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(2)当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

6. 虐待防止に関する事項

(1)事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

7. サービス内容に関する相談・苦情

(1)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

・ 受付 月～金 8:30 ～ 17:30 ・ 土 8:30 ～ 12:30

(但し、お盆休み(8/14・8/15)、年末年始(12/31～1/3)は除く)

ケアプランサービスまりん(担当: 小山弥生)	電話 0944(59)2203	FAX 0944(59)2204
医療法人 幸知会	電話 0944(52)5245	FAX 0944(52)5247

(2)その他

当事業所以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。その他のご不明な点も含め、詳細は当事業所職員までお尋ね下さい。

・大牟田市 福祉課 介護保険係	TEL	FAX
大牟田市有明町2丁目3番地	0944-41-2683	0944-41-2662
・福岡県国民健康保険団体連合会		
福岡市博多区吉塚本町13-47	092-642-7858	092-642-7856

8. その他運営に関する重要事項

(1)事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

(2)本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

(3)職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(4)職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用関係の内容とする。

(5)事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

居宅介護支援利用同意書

ケアプランサービスまりん を利用するにあたり、居宅介護支援重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住 所
氏 名

印

〈家族・代理人〉

住 所
氏 名

印 (続柄)

事業所説明者

ケアプランサービスまりん

管理者

殿

【サービス提供証明書及び領収書の送付先】

氏名	続柄()
住所	
電話番号	

【緊急時の連絡先】

氏名	続柄()
住所	
電話番号	

